

島根県議会議員一般選挙

(告示日:3月31日(金))

午前7時～午後7時 ※一部の投票所は午後6時まで

4月9日(日)は、島根県知事選挙及び島根県議会議員一般選挙の投票日です。これからの県政を担う人を選ぶ大切な選挙です。あなたの貴重な一票を大切にして、ぜひ投票しましょう。

投票ができる人

投票できるのは、出雲市の選挙人名簿に登録されていて、投票日当日に選挙権がある人です。

選挙人名簿に登録されるのは、平成17年4月10日以前に生まれた人で、出雲市に3か月以上住所を有している人(転入者については、令和4年12月30日以前に出雲市へ転入の届出をした人)です。

●県内で住所を異動した人

県内の市町村から令和4年12月31日以降に出雲市へ転入の届出をした人は、前住所地の選挙人名簿に登録されていて、前住所地の投票所で投票できます。

この場合、市町村長が発行する【引き続き県内に住所を有する旨の証明書】が必要で、詳しくは、前住所地の選挙管理委員会へお尋ねください。

投票所の入場券

入場券(はがき)は、3月20日(月)以降に郵送します。投票所と投票時間を確認のうえ、投票日当日に持参してください。

配達の場合で、近隣あるいは同一世帯内でも、日にちがずれて届くことがありますので、ご了承ください。

なお、入場券(はがき)をなくしたり、忘れたりした場合でも、投票はできません。本人であることが確認できるもの(運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証、学生証など)を提示し、投票所の係員に申し出てください。



投票日の投票

●投票所の場所

投票所の場所は、入場券(はがき)に記載してありますのでご確認ください。

なお、今回の選挙は、3月15日現在の住所地の投票所で投票することになります。3月16日以降に市内で住所が変わった人は、ご注意ください。

●投票所の変更

次の投票区の投票所は、前回(令和4年7月の参議院議員通常選挙)と場所が異なります。

【第33投票区】

前回/平田行政センター

今回/旧平田教育会館

●投票時間

午前7時から午後7時までです。ただし、一部の投票所は、午後6時までです。入場券(はがき)に記載してありますのでご確認ください。

島根県知事選挙

(告示日:3月23日(木))

投票日 4月9日(日)



投票日に投票に行けない人は、期日前投票を利用しましょう



期日前投票

投票日当日に、次の理由などで投票所に行くことができない場合には、期日前投票ができます。

- ・投票日に仕事や冠婚葬祭などの予定がある。
- ・レジヤラーや買物などの用事で投票日に投票区域内にいない。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、投票日に用事のない人でも期日前投票ができます。

期日前投票の際は、入場券(はがき)の裏面の「期日前投票宣誓書」を記入のうえ、お越しください。

入場券(はがき)がなくても投票はできます。本人であることが確認できるもの(運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証、学生証など)を提示し、投票所の係員に申し出てください。

期日前投票所と開設期間

出雲市の有権者であればどの期日前投票所でも投票できます。
(土・日曜日も開設しています。)

期日前投票所	開設期間
出雲市役所 本庁	3月24日(金)～4月8日(土) 午前8時30分～午後8時 ※3月24日金～3月31日金は県知事のみ の期日前投票になります。
旧平田教育会館 出雲市役所 佐田行政センター 出雲市役所 多伎行政センター 湖陵コミュニティセンター 出雲市役所 大社行政センター 出雲市役所 斐川行政センター	4月1日(土)～4月8日(土) 午前8時30分～午後8時
イオンモール出雲	4月1日(土)～4月8日(土) 午前10時～午後7時

県知事選挙の期日前投票期間 : 3月24日(金)～4月8日(土)
県議会議員一般選挙の期日前投票期間 : 4月1日(土)～4月8日(土)

今回の選挙から、「平田地域」の期日前投票所の場所と開設期間を変更しています。ご確認のうえ、お越しください。



期日前投票所の場所は次ページでご確認ください。

期日前投票の場所はこちら

(どの地域の期日前投票所でも投票できます)

3月24日(金)～4月8日(土)

4月1日(土)～4月8日(土)

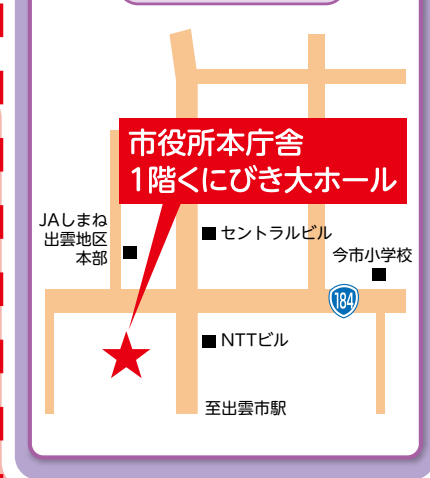
平田地域



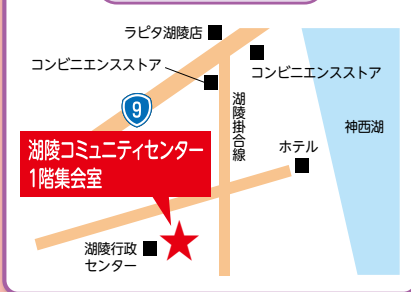
出雲地域



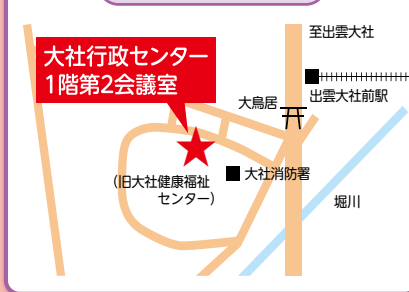
出雲地域



湖陵地域



大社地域



斐川地域



多伎地域



佐田地域



不在者投票

● 滞在地(市外)での不在者投票

不在者投票

仕事や旅行などで期日前投票期間や投票日のいずれも出雲市内にいない人が対象です。事前に出雲市選挙管理委

員会に投票用紙を請求してください。詳しくは、市のホームページをご確認ください。

なお、不在者投票の期間と時間は、滞在地の市区町村選挙管理委員会にお問い合わせください。

● 病院、施設での不在者投票

島根県選挙管理委員会が指定する病院や老人ホームなどの施設に入院又は入所している人が対象です。ご本人から病院・施設へ早めにお申し出ください。

● 郵便による不在者投票

次の①～③のいずれかに該当し、郵便等投票証明書の交付を受けた人が対象です。

- ① 身体障がい者手帳に記載されている「障がいの程度」が次のいずれかである人
- ア 両下肢、体幹、移動機能の障がい度「1級・2級」
- イ 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい度「1級・3級」
- ウ 免疫、肝臓の障がい度「1級・3級」



「島根県明るい選挙推進協議会会長賞」
県立大社高等学校 1年 糸賀 魁人さん

②戦傷病者手帳に記載されている「障がいの程度」が次のいずれかである人

ア 両下肢、体幹の障がい

「特別項症」第2項症

イ 心臓、じん臓、呼吸器、

ぼうこう、直腸、小腸、

肝臓の障がい

で「特別項症」第3項症

③介護保険の被保険者証に記載されている「要介護状態区分」が「要介護5」の人

郵便による不在者投票には

代理記載制度もあります

前記の要件に加え、次のいずれかに該当することが必要です。

①身体障がい者手帳に記載されている「障がいの程度」が上肢、視覚の障がい

で「1級」

②戦傷病者手帳に記載されている「障がいの程度」が上肢、視覚の障がい

で「特別項症」第2項症

「特別項症」第2項症

事前に投票用紙等の請求が必要

です。投票用紙等の請求期限

は、4月5日(水)午後5時までです。詳しくは、市ホームページ

をご確認ください。

●特別郵便等投票

新型コロナウイルス感染症で

宿泊・自宅療養等をしている人

で、一定の要件に該当する人は

郵便等で投票できます。事前に

投票用紙等の請求が必要です。

投票用紙等の請求期限は、4月

5日(水)午後5時までです。詳しく

は、市ホームページをご確認ください。

選挙公報

候補者の氏名、経歴、政見

などが掲載された選挙公報は、

4月5日(水)に新聞折込みで各

家庭に配ります。山陰中央新報、

読売、朝日、毎日、産経、中国、

島根日日の各新聞に折り込む予

定です。

また、市役所本庁・各行政セ

ンター、各コミュニケーションセン

ター、広報文書の拠点配布場所

にも設置します。

島根県選挙管理委員会のホー

ムページでも見ることができま

す。

ポスター掲示場

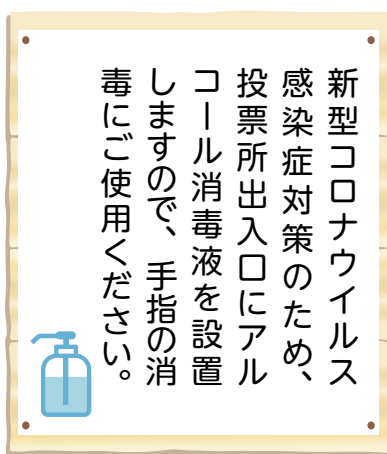
市内に公営のポスター掲示場

を設置します。ポスターが破れ

たり、はがれたりしているのを

見かけた人は、出雲市選挙管理

委員会までご連絡ください。



選挙に関する市のホームページはこちらから▼



選挙についてのおたずねは

出雲市選挙管理委員会

☎0854-615509